

石綿含有産業廃棄物、  
水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等  
に関する指導方針

埼玉県環境部産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当、審査担当、収集運搬業担当  
(令和3年11月)

# 目次

## 第1 指導方針の対象

## 第2 保管、収集運搬又は中間処理に関する事項

- 1 石綿含有産業廃棄物等共通の事項
- 2 石綿含有産業廃棄物に関する事項
- 3 水銀使用製品産業廃棄物に関する事項
- 4 水銀含有ばいじん等に関する事項

## 第3 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可申請書等に添付する書類

- 1 石綿含有産業廃棄物の産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の添付書類
- 2 石綿含有産業廃棄物の産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）の添付書類
- 3 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の添付書類
- 4 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）の添付書類
- 5 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の産業廃棄物処分業（中間処理）の添付書類

## 第4 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に関する経過措置

- 1 既存の収集運搬業者（積替え保管を除く。）に係る許可証の交付
- 2 既存の収集運搬業者（積替え保管を含む。）に係る許可証の交付
- 3 既存の中間処理業者に係る許可証の交付
- 4 既存許可業者に係る許可証の交付に係る手続の期間
- 5 既存許可業者の許可証交付に係る特例

## 第5 石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）に関する経過措置

- 1 既存の収集運搬業者（積替え保管を除く。）に係る許可証の交付
- 2 既存の収集運搬業者（積替え保管を含む。）に係る許可証の交付
- 3 既存の収集運搬業者に係る許可証の交付に係る手続の期間
- 4 既存の収集運搬業者の許可証交付に係る特例

- 【参考】産業廃棄物処理基準・保管基準（石綿含有産業廃棄物等の収集運搬・保管に関する事項抜粋）
- 【参考】産業廃棄物処理基準（水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等の中間処理に関する事項抜粋）
- 石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）に係る申出書
- 石綿含有産業廃棄物を取り扱う場合に添付する書類
- 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る申出書
- 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱う場合に添付する書類（収集運搬業用）
- 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱う場合に添付する書類（中間処理業用）
- 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の審査事項

# 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に関する指導方針

平成29年9月7日策定

令和3年11月1日改正

人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある石綿及び水銀の適正かつ円滑な処理を確保するために、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に関する指導方針（以下「指導方針」という。）を次のとおり定める。

## 第1 指導方針の対象

指導方針の対象となる者は、次のとおり。

- 1 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の排出事業者
  - 2 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の収集運搬業を行おうとする者
  - 3 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の中間処理業を行おうとする者
- なお、水銀回収義務の対象となる水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の中間処理を行う者については、指導指針によらず個別に対応する。

## 第2 保管、収集運搬又は中間処理に関する事項

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の保管、収集運搬又は中間処理を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する「産業廃棄物保管基準」、「産業廃棄物処理基準」及び「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）【令和3年3月環境省環境再生・資源循環局】」又は「水銀廃棄物ガイドライン第3版【令和3年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課】」を遵守するほか、以下の指導事項に従うこと。

### 1 石綿含有産業廃棄物等共通の事項

#### (1) 排出場所における保管について

- ア 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等（以下「石綿含有産業廃棄物等」という。）を破砕又は切断しないこと。
- イ 石綿又は水銀が飛散しないよう、その材質が容易に破損しない梱包又は容器に入れ、かつ、シートで覆う等の措置を講じること。

#### (2) 収集運搬について

- ア 石綿含有産業廃棄物等を破砕又は切断することなく、収集運搬すること。（パッカー車及びブレスパッカー車は使用しないこと。）
- イ 石綿、水銀が飛散しないよう、その材質が容易に破損しない梱包又は容器に入れ、かつ、シートで覆う等の措置を講じること。
- ウ 石綿含有産業廃棄物等をその他の物と混載して収集又は運搬する場合は、混合しないようにすること。
- エ 積替え保管を行う場合は、(1)の規定によるほか、次によること。
  - (ア) 石綿含有産業廃棄物等を積卸しするときは、梱包又は容器が破損しない方法により行うこと。

## 2 石綿含有産業廃棄物に関する事項

### (1) 排出場所における保管について

ア 石綿含有産業廃棄物を運搬するためやむを得ず切断する場合には、十分に湿潤化した上で必要最小限の切断とし、速やかに梱包すること。

### (2) 収集運搬について

ア 梱包した石綿含有産業廃棄物は、検査など必要がある場合を除き、開梱しないこと。

イ 石綿含有産業廃棄物の汚泥をその他の石綿含有産業廃棄物と合わせて収集運搬する場合には、石綿含有産業廃棄物の汚泥を耐水性のプラスチック袋等で二重に梱包した上で、袋の破損等による廃棄物の流出が起こらないよう必要な措置を講ずること。

ウ 積替え保管を行う場合は、次によること。

(ア) 石綿含有産業廃棄物の保管を専用とする脱着式コンテナを用いて保管し、当該コンテナを装着できる脱着装置付コンテナ専用車でそのまま搬出すること。

ただし、石綿含有産業廃棄物の汚泥を耐水性のプラスチック袋等で二重に梱包した上で、堅牢な蓋付容器に収納して保管する場合には、この限りではない。

(イ) 石綿含有産業廃棄物が飛散しないよう建屋内で積替え保管すること。

ただし、風雨等で容易に脱落することのない蓋等を脱着式コンテナの上部に装着するなど、石綿含有産業廃棄物が保管中に飛散しない措置を講じる場合には、この限りではない。

(ウ) 梱包又は容器に入れた石綿含有産業廃棄物は、検査など必要がある場合を除き、開梱しないこと。

(エ) 保管場所には散水設備等を設け、適宜使用することにより、梱包、破損時等の石綿の飛散を防止すること。

## 3 水銀使用製品産業廃棄物に関する事項

### (1) 排出場所における保管について

ア 水銀使用製品産業廃棄物が破損し、中身の水銀が流出することのないように、専用の容器に入れる等、破損防止の措置を講じること。

### (2) 収集運搬について

ア 水銀使用製品産業廃棄物が破損し、中身の水銀が流出することのないように、専用の容器に入れる等、破損防止の措置を講じること。

イ 水銀使用製品産業廃棄物のうち電池類については、雨水の浸入を防止する措置を講じること。

ウ 積替え保管を行う場合も、ア及びイの規定によること。

### (3) 中間処理について

ア 中間処理前の保管にあつては、水銀使用製品産業廃棄物が破損し、中身の水銀が流出することのないように、製品が相互に重ならないように区分する、緩衝材を設置する等、破損防止の措置を講じること。

イ 中間処理前の保管にあつては、破損した水銀使用製品産業廃棄物は、密閉できる容器等に入れて、水銀の飛散・流出を防止する措置を講じること。

ウ 中間処理前の保管にあつては、水銀使用製品産業廃棄物のうち電池類については、雨水の浸入

を防止する措置を講じること。

#### 4 水銀含有ばいじん等に関する事項

##### (1) 排出場所における保管について

ア 水銀含有ばいじん等が他の物と混合しないよう、仕切りや専用の容器に入れる等必要な措置を講じること。

ただし、水銀含有ばいじん等と他の物を同一の保管場所で保管する際に、混合することのない方法を具体的に示す場合には、この限りではない。

イ 水銀含有ばいじん等であって、水銀含有量が 1,000mg/kg(廃酸・廃アルカリの場合は 1,000mg/L)以上のものは、他の水銀含有ばいじん等と混合しないような措置を講じること。

ウ 水銀含有ばいじん等であって、水銀又は水銀化合物が揮発するおそれのあるものが含まれる場合は、密閉できる容器等に入れて、水銀の飛散・流出を防止する措置を講じること。

エ 揮発のおそれのある水銀含有ばいじん等については、保管場所で高温にさらされないための必要な措置を講じること。

##### (2) 収集運搬について

ア 水銀含有ばいじん等が他の物と混合しないような措置を講じること。

イ 水銀含有ばいじん等であって、水銀含有量が 1,000mg/kg(廃酸・廃アルカリの場合は 1,000mg/L)以上のものは、他の水銀含有ばいじん等と混合しないような措置を講じること。

ウ 水銀含有ばいじん等であって、水銀又は水銀化合物が揮発するおそれのあるものが含まれる場合は、密閉できる容器等に入れて、水銀の飛散・流出を防止する措置を講じること。

エ 積替え保管を行う場合は、(1)の規定によること。

##### (3) 中間処理について

ア 水銀含有ばいじん等と他の廃棄物を同一の処理施設で処理する場合は、他の廃棄物が水銀又は水銀化合物に汚染されないような措置を講じること。

### 第3 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可申請書等に添付する書類

#### 1 石綿含有産業廃棄物の産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の添付書類

石綿含有産業廃棄物の産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）を行おうとする者は、許可申請書に以下の書類を追加添付すること。

##### (1) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書（積替え保管を除く。）

ア 排出場所から目的地まで、石綿含有産業廃棄物を運搬しようとする車両に関する書類

(イ) 石綿含有産業廃棄物が他の廃棄物と混合しないための必要な措置に関する説明資料、図面

(イ) 石綿の飛散防止対策に関する説明資料、図面

#### 2 石綿含有産業廃棄物の産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）の添付書類

石綿含有産業廃棄物の産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）を行おうとする者は、許可申請書等に以下の書類を追加添付すること。

ただし、石綿含有産業廃棄物の積替え保管を行わず直送のみ行う場合は、追加添付する書類を、前

記1に代えることができる。

(1) 産業廃棄物処理業計画書（産業廃棄物収集運搬業用）（積替え保管を含む。）

ア 排出場所から積替え保管を行う事業地まで、石綿含有産業廃棄物を運搬しようとする車両に関する書類

(ア) 車両の前面及び側面の写真

(イ) 石綿含有産業廃棄物が他の廃棄物と混合しないための必要な措置に関する説明資料、図面

(ウ) 石綿の飛散防止対策に関する説明資料、図面

イ 積替え保管を行う事業地から処分先まで、石綿含有産業廃棄物を運搬する車両に関する書類

(ア) 車両（脱着装置付コンテナ専用車）及び脱着式コンテナの写真

（第2-2(2)のウ(ア)ただし書に該当する場合は、車両（堅牢な蓋付容器を運搬する車両）及び堅牢な蓋付容器の写真とする。）

(イ) 石綿含有産業廃棄物の梱包又は容器の使用の方法（梱包材、容器の材質、強度等を含む。）に関する説明資料

(ウ) 石綿の飛散防止対策に関する説明資料、図面

ウ 石綿含有産業廃棄物の収集運搬に関する事業計画書

エ 石綿含有産業廃棄物を保管する脱着式コンテナの図面及びコンテナ置場の位置図

（第2-2(2)のウ(ア)ただし書に該当する場合は、石綿含有産業廃棄物を保管する堅牢な蓋付容器の図面及び堅牢な蓋付容器置場の位置図とする。）

オ 保管場所における飛散防止対策に関する説明資料、図面

カ 運搬先の許可証の写し等

キ 散水設備等に関する説明資料

(2) 産業廃棄物処理業施設設置協議書（産業廃棄物収集運搬業用）（積替え保管を含む。）

(1)と同じ。

(3) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書（積替え保管を含む。）

(1)と同じ。

3 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）

の添付書類

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）を行おうとする者は、許可申請書等に以下の書類を追加添付すること。

(1) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書（積替え保管を除く。）

ア 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の梱包・保管容器に関する書類

(ア) 収集運搬容器に関する書類

・ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の梱包・保管容器のカタログ等（寸法や材質等が分かるもの）

・ 水銀の飛散防止対策に関する説明資料、図面等

4 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）

の添付書類

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）を行おうとする者は、許可申請書等に以下の書類を追加添付すること。

ただし、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等のうち、積替え保管を行わず直送のみ行う品目の場合は、追加添付する書類を、上記3に代えることができる。

(1) 産業廃棄物処理業計画書（産業廃棄物収集運搬業用）（積替え保管を含む。）

ア 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を運搬する車両に関する書類

(ア) 車両の写真

イ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の保管場所に関する書類

(イ) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の保管場所の平面図、立面図、断面図、構造図等

(ロ) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の保管量が、1日当たりの平均搬出量の7日分を超えないことを説明する資料等

(ハ) 水銀の飛散防止対策に関する説明資料、図面等

ウ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の梱包・保管容器に関する書類

(ア) 収集運搬容器に関する書類

・ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の梱包・保管容器のカタログ等（寸法や材質等が分かるもの）

・ 水銀の飛散防止対策に関する説明資料、図面等

(イ) 積替え保管容器に関する書類

・ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の梱包・保管容器のカタログ等（寸法や材質等が分かるもの）

・ 水銀の飛散防止対策に関する説明資料、図面等

エ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の運搬先の許可証の写し

(2) 産業廃棄物処理業施設設置協議書（産業廃棄物収集運搬業用）（積替え保管を含む。）

(1)と同じ。

(3) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書（積替え保管を含む。）

(1)と同じ。

## 5 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の産業廃棄物処分業（中間処理）の添付書類

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の産業廃棄物処分業（中間処理）を行おうとする者は、許可申請書等に以下の書類を追加添付すること。

(1) 産業廃棄物処理業計画書（産業廃棄物処分業用）

ア 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理施設に関する書類

(ア) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理フロー図、及び処理設備の平面図、立面図、構造図、カタログ等

(イ) 水銀の飛散防止対策に関する説明資料、図面

イ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の保管場所に関する書類

(ア) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の保管場所の平面図、立面図、断面図、構造図等

- (イ) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の保管量が、1日当たりの処理能力の14日分を超えないことを説明する資料等
  - (ウ) 水銀の飛散防止対策に関する説明資料、図面等
  - ウ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の梱包・保管容器に関する書類
    - (ア) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の梱包・保管容器のカタログ等（寸法や材質等が分かるもの）
    - (イ) 水銀の飛散防止対策に関する説明資料、図面等
  - エ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の運搬先の許可証の写し
    - (ア) 処理後物及び処理により生じた残さ（排水処理汚泥、水銀吸着フィルター等）に係る中間処理場又は最終処分場の許可証の写し
    - (イ) 処理後物を売却する場合は、売却実績等を説明する資料（売買契約書の写し等）
- (2) 産業廃棄物処理業施設設置協議書（産業廃棄物処分業用）  
(1)と同じ。
- (3) 産業廃棄物処分業許可申請書  
(1)と同じ。

#### 第4 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に関する経過措置

##### 1 既存の収集運搬業者（積替え保管を除く。）に係る許可証の交付

平成29年10月1日より前に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に該当する産業廃棄物の収集運搬（積替え保管を除く。）を行い、同日以降も継続して事業範囲を拡大せずに事業を行う者（以下「既存収集運搬業者（積替え保管を除く。）」という。）は、平成29年10月1日以後最初の更新許可申請書の提出時に以下の書類を提出する。

なお、更新許可申請書の提出より前に許可証の書換えを伴う変更事項が生じた場合は、当該変更届出書と併せて以下の書類の提出を可能とする。

県はこれらの書類の提出を受けて、指導方針の審査事項に適合していると認めた場合に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いを明記した許可証を交付する。

- (1) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る申出書
- (2) 第3 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可申請書等に添付する書類 3(1)のア

##### 2 既存の収集運搬業者（積替え保管を含む。）に係る許可証の交付

平成29年10月1日より前に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に該当する産業廃棄物の収集運搬（積替え保管を含む。）を行い、同日以降も継続して事業範囲を拡大せずに事業を行う者（以下「既存収集運搬業者（積替え保管を含む。）」という。）は、平成29年10月1日以後最初の更新許可申請書の提出時に以下の書類を提出する。

なお、更新許可申請書の提出より前に許可証の書換えを伴う変更事項が生じた場合は、当該変更届出書と併せて以下の書類の提出を可能とする。

県はこれらの書類の提出を受けて、指導方針の審査事項に適合していると認めた場合に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いを明記した許可証を交付する。

ただし、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等のうち、積替え保管を行わず直送のみ行う品目の場合は、提出する書類を上記 1 に代えることができる。

(1) 既存収集運搬業者であることを示す資料

ア 平成 29 年 10 月 1 日より前の水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の積替え保管に関する契約書、マニフェスト（B 1 票）の写し、説明資料等

イ 水銀含有ばいじん等については、水銀含有量が 15mg/kg（廃酸・廃アルカリの場合は 15mg/L）を超えるものを取り扱っていたことを示す分析証明書の写し等（任意）

(2) 第 3 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可申請書等に添付する書類 4 (1) のア～エ

### 3 既存の中間処理業者に係る許可証の交付

平成 29 年 10 月 1 日より前に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に該当する産業廃棄物の中間処理を行い、同日以降も継続して事業範囲を拡大せずに事業を行う者（以下「既存中間処理業者」という。）は、平成 29 年 10 月 1 日以後最初の更新許可申請書の提出時に以下の書類を提出する。

なお、更新許可申請書の提出より前に許可証の書換えを伴う変更事項が生じた場合は、当該変更届出書と併せて以下の書類の提出を可能とする。

県はこれらの書類の提出を受けて、指導方針の審査事項に適合していると認めた場合に、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いを明記した許可証を交付する。

(1) 既存中間処理業者であることを示す資料

ア 平成 29 年 10 月 1 日より前の水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の中間処理に関する契約書、マニフェスト（C 1 票）の写し、説明資料等

イ 水銀含有ばいじん等については、水銀含有量が 15mg/kg（廃酸・廃アルカリの場合は 15mg/L）を超えるものを取り扱っていたことを示す分析証明書の写し等（任意）

(2) 第 3 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可申請書等に添付する書類 5 (1) のア～エ

### 4 既存許可業者に係る許可証の交付に係る手続の期間

既存収集運搬業者（積替え保管を除く。）、既存収集運搬業者（積替え保管を含む。）及び既存中間処理業者（以下「既存許可業者」という。）が水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いを明記した許可証の交付を受けるための更新許可申請書等の提出期間は、令和 4 年 9 月 30 日までとする。

### 5 既存許可業者の許可証交付に係る特例

(1) 更新許可申請書等の提出までの期間が長い場合の特例

既存許可業者について、平成 29 年 10 月 1 日から更新許可申請書等の提出までの間が長い場合などは、更新許可申請書に代えて水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いを明確にした変更届出書の提出を認め、指導方針の施行日前から收受可能なものとする。ただし、この場合において許可証の交付は、平成 29 年 10 月 1 日以降とする。

本特例の期限は令和 4 年 9 月 30 日までとし、この場合における変更届出書の提出時に添付する書類は上記 1、2 又は 3 のとおりとする。

既存許可業者のうち優良認定を受けた事業者であって、更新許可申請書等の提出が令和4年9月30日より後となる者は、令和4年9月30日までに水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いを明確にした変更届出書を提出する。この場合における変更届出書の提出時に添付する書類は上記1、2又は3のとおりとする。

(2) 更新許可申請書等の提出までの期間が短い場合の特例

更新許可申請書等の提出日が平成29年10月1日と近接しているなどの理由により追加書類が用意できず、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を取り扱わない旨の許可証の交付を受けた既存許可業者については、1回に限り水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に限定した変更届出書の提出を可能とする。

本特例の期限は令和4年9月30日までとし、この場合における変更届出書の提出時に添付する書類は上記1、2又は3のとおりとする。

## 第5 石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）に関する経過措置

### 1 既存の収集運搬業者（積替え保管を除く。）に係る許可証の交付

現に産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の汚泥の許可を有する事業者であって、令和3年11月1日より前から産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）及び陶磁器くず、がれき類のいずれか）の許可又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の廃石綿等の許可を有する事業者は、同日以後最初の更新許可申請又は変更許可申請のいずれか早い方の申請書の提出時に以下の(1)の書類を提出するものとする。

また、石綿含有産業廃棄物の汚泥を取り扱う者は、以下の(1)と併せて(2)の書類を提出するものとする。

なお、更新許可申請書又は変更許可申請書の提出より前に許可証の書換えを伴う変更事項が生じた場合は、当該変更届出書と併せて以下の書類の提出を可能とする。

県はこれらの書類の提出を受けて、指導方針の審査事項に適合していると認めた場合に、石綿含有産業廃棄物の汚泥の取扱いを明記した許可証を交付<sup>\*1</sup>する。

(1) 石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）に係る申出書

(2) 第3 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可申請書等に添付する書類 1(1)のA

※1 県は、産業廃棄物収集運搬業の汚泥の許可に限定が付されている場合は、当該限定の内容により石綿含有産業廃棄物の汚泥の取扱いの可否について個別に判断する。（下記2について同じ。）

### 2 既存の収集運搬業者（積替え保管を含む。）に係る許可証の交付

現に産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）の汚泥の許可を有する事業者であって、令和3年11月1日より前から産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を含む。）の石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）及び陶磁器くず、がれき類のいずれか）の許可又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の廃石綿等の許可を有する事業者は、同日以後最初の更新許可申請又は変更許可申請のいずれか早い方の申請書の提出時に以下の(1)の書類を提出するものとする。

また、石綿含有産業廃棄物の汚泥を取り扱う者は、以下の(1)と併せて(2)の書類を提出するものとする。

なお、更新許可申請書又は変更許可申請書の提出より前に許可証の書換えを伴う変更事項が生じた場合は、当該変更届出書と併せて以下の書類の提出を可能とする。

県はこれらの書類の提出を受けて、指導方針の審査事項に適合していると認めた場合に、石綿含有産業廃棄物の汚泥の取扱いを明記した許可証を交付<sup>\*1、2</sup>する。

ただし、石綿含有産業廃棄物の汚泥について、積替え保管を行わず直送のみ行う場合は、提出する書類を上記1に代えることができる。

- (1) 石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）に係る申出書
- (2) 第3 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可申請書等に添付する書類 2(1)のア～キ

※2 石綿含有産業廃棄物の汚泥を積替え保管できる旨を明記することができるのは、積替え保管できる産業廃棄物の種類に汚泥の許可を有する者であって、積替え保管できる産業廃棄物の種類に石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）及び陶磁器くず、がれき類のいずれか）の許可又は積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類に廃石綿等の許可を有する者に限る。

また、石綿含有産業廃棄物の汚泥を積替え保管する場合であっても、汚泥の保管施設の保管能力が従前より増大しない者に限る。

### 3 既存の収集運搬業者に係る許可証の交付に係る手続の期間

- (1) 既存の収集運搬業者（積替え保管を除く。）及び既存の収集運搬業者（積替え保管を含む。）が石綿含有産業廃棄物の汚泥の取扱いを明記した許可証の交付を受けるための書類の提出期間は、令和3年11月1日以後最初の更新許可申請時又は変更許可申請時のいずれか早い方までとする。

なお、当該期間を過ぎた場合に、石綿含有産業廃棄物の汚泥の取扱いを明記した許可証の交付を受けるためには、変更許可申請が必要となる。また、当該期間内であっても、一度石綿含有産業廃棄物の汚泥を取り扱わない旨の申出書を提出した者が石綿含有産業廃棄物の汚泥の取扱いを明記した許可証の交付を受けるためには、変更許可申請が必要となる。

- (2) 令和3年11月1日より前から特別管理産業廃棄物収集運搬業の廃石綿等の許可を有する事業者は、当分の間、石綿含有仕上塗材（施工当時に吹付け工法により施工されたものが廃棄物になったものに限る。）を廃石綿等に準じて特別管理産業廃棄物とみなして取り扱うことができるものとする。

### 4 既存の収集運搬業者の許可証交付に係る特例

- (1) 更新許可申請書又は変更許可申請書の提出までの期間が長い場合の特例

ア 令和3年11月1日から更新許可申請書又は変更許可申請書の提出までの期間が長い場合などは、既存の収集運搬業者（積替え保管を除く。）については1回に限り石綿含有産業廃棄物の汚泥に限定した変更届出書の提出を可能とし、既存の収集運搬業者（積替え保管を含む。）については取り扱える産業廃棄物又は積替え保管できる産業廃棄物についてそれぞれ1回に限り石綿含有産業廃棄物の汚泥に限定した変更届出書の提出を可能とする。

この場合における変更届出書の提出時に添付する書類は上記1又は2のとおりとする。

イ アの規定は、一度石綿含有産業廃棄物の汚泥を取り扱わない旨の申出書を提出した者については、適用しない。

(2) 更新許可申請書又は変更許可申請書の提出までの期間が短い場合の特例

ア 更新許可申請書又は変更許可申請書の提出日が令和3年11月1日と近接しているなどの理由により追加書類が用意できず、石綿含有産業廃棄物の汚泥を取り扱わない旨の許可証の交付を受けた既存の収集運搬業者（積替え保管を除く。）及び石綿含有産業廃棄物の汚泥を取り扱わない旨又は積替え保管しない旨の許可証の交付を受けた既存の収集運搬業者（積替え保管を含む。）については、1回に限り石綿含有産業廃棄物の汚泥に限定した変更届出書の提出を可能とする。

本特例の期限は令和8年10月31日までとし、この場合における変更届出書の提出時に添付する書類は上記1又は2のとおりとする。

イ アの規定は、一度石綿含有産業廃棄物の汚泥を取り扱わない旨の申出書を提出した者については、適用しない。

附則

この指導方針は平成29年10月1日から施行する。

附則

この指導方針は令和3年11月1日から施行する。

【参考】産業廃棄物処理基準・保管基準（石綿含有産業廃棄物等の収集運搬・保管に関する事項抜粋）

	法	施行令	施行規則
収集運搬に関する処理基準	<p>第12条第1項 事業者は、産業廃棄物の収集、運搬及び処分を行う場合には、産業廃棄物処理基準に従わなければならない。</p>	<p>第6条第1項第1号<sup>ロ</sup> 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、第3条第1号<sup>ホ</sup>の規定の例によること。  (第3条第1号<sup>ホ</sup>：読み替え) 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。</p>	
		<p>第6条第1項第1号<sup>ニ</sup> 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の積替えを行う場合には、第3条第1号<sup>ト</sup>の規定の例によること。  (第3条第1号<sup>ト</sup>：読み替え) 積替えの場所には、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</p>	
		<p>第6条第1項第1号<sup>ホ</sup> 産業廃棄物の保管を行う場合には、第3条第1号<sup>リ</sup>の規定の例によること。  (第3条第1号<sup>リ</sup>(1)(<sup>ロ</sup>)：読み替え) 環境省令の定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の保管に関する必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。</p>	<p>第7条の3：読み替え 掲示板は、第1条の5の規定の例による。  (第1条の5：読み替え) 掲示板は、縦横それぞれ60cm以上であり、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。 1. 保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）</p>
		<p>第6条第1項第1号<sup>ハ</sup> 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、第3条第1号<sup>ト</sup>の規定の例によること。  (第3条第1号<sup>ト</sup>：読み替え) 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</p>	

保管基準	<p>第12条第2項 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。</p>		<p>第8条 法第12条第2項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。</li> <li>(2) 次に掲げる事項を表示したものであること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(□) 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>4. 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</li> <li>□ 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。</li> </ul> </li> <li>5. 水銀使用製品産業廃棄物にあつては、保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</li> </ol>
------	--	--	---

**【参考】産業廃棄物処理基準（水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等の中間処理に関する事項抜粋）**

	法	施行令	施行規則
中間処理に関する処理基準	第12条第1項 事業者は、産業廃棄物の収集、運搬及び処分を行う場合には、産業廃棄物処理基準に従わなければならない。	第6条第1項第2号 <sup>ロ</sup> ：読み替え 産業廃棄物の処分又は再生に当たり、保管を行う場合には、第3条第1号 <sup>リ</sup> の規定の例によること。  (第3条第1号 <sup>リ</sup> (1)(ロ)：読み替え) 環境省令の定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。	第7条の5：読み替え 掲示板は、第1条の5の規定の例による。  (第1条の5：読み替え) 掲示板は、縦横それぞれ60cm以上であり、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。 1. 保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）
		第6条第1項第2号 <sup>ホ</sup> (1) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分又は再生を行う場合には、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。	
		第6条第1項第2号 <sup>ホ</sup> (2) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であって、環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。	第7条の8の3 環境省令で定めるものは、次のとおりとする。 1. 水銀使用製品産業廃棄物のうち、別表5に掲げるもの。 2. 水銀含有ばいじん等のうち、水銀を1,000mg/kg(L)以上含有するもの。
		第6条第1項第2号 <sup>ホ</sup> (3) 水銀使用製品産業廃棄物の処分又は再生に当たり、保管を行う場合には、第3条第1号 <sup>ト</sup> の規定の例によること。  (第3条第1号 <sup>ト</sup> ：読み替え) 処分又は再生に当たる保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。	